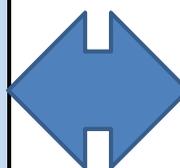


## 東京都暴力団排除条例 と 北区暴力団排除条例の関係

### 東京都暴力団排除条例

- ・目的
  - ・定義
  - ・基本理念
  - ・適用上の注意
  - ・都の責務
  - ・都民等の責務
  - ・都の行政暴力に対する対応方針の策定等
  - ・都の事務事業に係る暴力団排除措置
  - ・広報及び啓発
  - ・都民等に対する支援・保護措置
  - ・青少年の教育等に対する支援・青少年に対する措置
  - ・委任
- ・区市町村との協力
  - ・暴力団からの離脱促進
  - ・請求の援助
  - ・祭礼等における措置
  - ・事業者の契約時における措置
  - ・不動産の譲渡等における措置
  - ・不動産の譲渡等の代理又は媒介における措置
  - ・妨害行為の禁止
  - ・暴力団事務所の開設及び運営の禁止
  - ・青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることの禁止
  - ・事業者の規制対象者等に対する利益供与の禁止等
  - ・他人の名義利用の禁止等

補 完



### 北区暴力団排除条

- ・目的
  - ・定義
  - ・基本理念
  - ・適用上の注意
  - ・区の責務
  - ・区民等の責務
  - ・区の行政暴力に対する対応方針の策定等
  - ・区の事務事業に係る暴力団排除措置
  - ・広報及び啓発
  - ・区民等に対する支援等(安全の確保への配慮)
  - ・青少年の教育等に対する措置
  - ・委任
- ・区が設置する公の施設における措置

※赤字は新たに加えたもの

- ・報告及び立入り
- ・勧告
- ・適用除外
- ・公表
- ・命令
- ・公安委員会の事務の委任
- ・罰則
- ・両罰規定